

一般廃棄物処理業許可証

住所 鳥取県倉吉市福庭町一丁目288番地
氏名 株式会社 エバークリーン
代表取締役 藤井 武親

令和5年5月31日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第30条の規定により、許可する。

令和5年6月20日

倉吉市長 広田 一恭



記

- | | |
|---------------------|--|
| 1 事業の種類 | 一般廃棄物の収集運搬 |
| 2 事業の区域 | 倉吉市内 |
| 3 取り扱う一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物（ごみ） |
| 4 許可の期間 | 令和5年7月4日から令和7年7月3日まで |
| 5 使用車両 | |
| 2.00トン積（鳥取800さ8525） | 3.00トン積（鳥取400せ6611） |
| 2.00トン積（鳥取800さ7637） | 0.75トン積（鳥取400せ 868） |
| 0.35トン積（鳥取480す9568） | 2.00トン積（鳥取800さ8675） |
| 2.00トン積（鳥取800さ8530） | |
| 6 許可の条件 | |
| (1) | 一般廃棄物は、鳥取中部ふるさと広域連合立ほうきリサイクルセンター及び再資源化業者又は一般廃棄物処分許可業者に搬入すること。 |
| (2) | 市の分別基準に従って分別し、特に再生資源（びん・缶・紙布・牛乳パック・発泡スチロール・ペットボトル）は、リサイクルすること。 |
| (3) | 市町間のごみを混載しないこと。 |
| (4) | 収集依頼先への啓発など、一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進に努めること。 |
| (5) | 関係法令を遵守すること。 |
| (6) | 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。 |
| (7) | 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消す。 |